# 男女共同参画社会の実現を目指して
## 第3次稚内市男女共同参画行動計画を策定しました

市では、平成20年に「稚内市男女共同参画推進条例」を制定し、「稚内市男女共同参画行動計画」を策定し各種施策を推進してきました。

このたび、「第2次稚内市男女共同参画行動計画」の計画期間が終了したことからこれまでの成果や課題を踏まえ「第3次稚内市男女共同参画行動計画」を策定しました。左の基本目標のもと、男女共同参画社会実現を目指した取り組みを進めていきます。

計画書は、市地方創生課でご覧になれるほか、市ホームページにも掲載しています。

**男女共同参画とは／**
男女が均等な立場として互いに尊敬し合い自分の意思によってあらゆる活動に参加することができ、男女が同じように利益を受け、共に責任を持つことをいいます。

### 【計画の基本目標】
**人と人とが支えあい、より良く生きる男女共同参画のまち**

**重点目標１　男女共同参画の実現に向けた意識づくり**
- 男女共同参画の理解と啓発活動の推進
- 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

**重点目標２　暴力を許さない社会の意識づくり**
- 互いの性の尊重と異性に対するあらゆる暴力の根絶

**重点目標３　男女が共に活躍できる環境づくり**
- 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大
- 労働の場等における男女共同参画の推進
- 地域社会等における男女共同参画の推進

**重点目標４　共に支えあい健やかに暮らせる環境づくり**
- 安心して暮らせるサービスの充実と環境の整備
- 生涯を通して健康で暮らせるための環境の整備

**こんなことありませんか？**

ある家庭では・・・

男性が力仕事をまかせられ、できないと「男のくせに」と言われてしまう

ある地域の会合では・・・

お茶くみなど性別で役割が固定されている

**男女共同参画社会が実現すると・・・？**

家庭では・・・

家族が協力し、男女が共に家庭と仕事を両立できる

地域では・・・

男女が共に決定の場に参画でき、地域が元気になる

問い合わせ／市地方創生課総合戦略推進グループ　☎23・6192

---

# 「ひと」と「ひと」、「まち」と「まち」をつなぐ
## 稚内市地域公共交通網形成計画を策定しました

**公共交通の現状**

本市にはバスやタクシーのほか、都市間をつなぐ航空路や鉄路、利尻・礼文を結ぶ航路など、多様な交通機関が存在しています。

また、輸送量の少ない地域にはデマンド型の「乗合タクシー」や「スクールバスの住民混乗」など、新たな交通手段を導入してきました。

しかし、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通機関の利用者数が年々減少しており、将来における公共交通サービスの縮小が懸念されています。

**新たな交通計画でまちづくりを推進**

市では、行政機関、交通事業者、地域住民が協働して地域のさらなる発展を支えるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通網を構築するため「稚内市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

今後は、地域住民や観光客などの移動手段の利便性を高めながら、より効率の良い交通ネットワークの実現を目指した取り組みを進めていきます。

計画書は、市地方創生課でご覧になれるほか、市ホームページにも掲載しています。

### 【計画の目標と取り組み】

**目標１　まちづくりと公共交通の一体性の確保**
- 交流人口拡大のための２次交通の充実
- 高齢者など移動困難者にやさしい交通サービスの提供
- 安全で快適な移動を実現する基盤整備の推進

**目標２　多様な交通サービスの効果的な導入**
- 乗合タクシーの利便性向上
- スクールバスの円滑な住民利用の促進

**目標３　持続可能な交通ネットワークの形成**
- 生活交通バス路線の見直し
- JR宗谷線の維持・存続
- 稚内空港の活性化と就航率の向上
- 主要幹線道路の整備促進

**目標４　みんなで公共交通を守る意識の醸成**
- わかりやすい交通情報の提供
- 公共交通を守る意識の醸成

問い合わせ／市地方創生課まちづくり協働グループ　☎23・6471

---

お困りではありませんか？
# くらしの豆知識 ㉗

### ◆未成年者の契約について

**●法定代理人の同意が必要です**

未成年者が契約するには、原則として法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意が必要です。

法定代理人は、未成年者の代わりに契約することもでき、未成年者が同意を得ないでした契約を、法定代理人が取り消したり、追認（契約を確定）することができます。（取り消しは、未成年自身も行うことができます）

ただし、ただで物をもらう等、簡単に権利を得る場合や、借金を返さなくてよくなるなど、義務を逃れる場合には、法定代理人の同意は不要です。

**●取り消しが認められない場合があります**

未成年者が契約の相手に対して自分が成人であるとだましたりした場合や、法定代理人が未成年者に許可をした営業に関する契約、また、未成年者が結婚した場合には成人とみなされ、契約の取り消しができません。

**●成年年齢引き下げについて**

民法の改正により、2022年から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人したばかりの若者は「未成年者取消権」が認められないことは当然のこと、知識、経験、判断力が不十分である場合があるため、インターネット通販やSNSなどによる悪質業者との契約トラブルなど、消費者被害が増えることが予想されます。このことを踏まえ、ご家族の中で消費生活に関する理解を深め、被害の防止に努めましょう。

**消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。**

**稚内市消費者センター**
中央４丁目１６番２号
（保健福祉センター２階）
☎ 23 - 4133　平日10時～16時